

倉敷市玉島文化センター附属設備利用料金

令和6年5月1日

※消費税及び地方消費税（10%）を含む

（単位：円）

ホール舞台設備器具		
器具名	単位	1回の金額
音響反射板	一式	4,400
所作台	一式	3,850
平台	1枚	165
金びょうぶ	1双	770
銀びょうぶ	1双	770
毛せん	1枚	330
上敷	1枚	165
演台	一式	550
司会者台	1台	550
指揮台	一式	220
めぐり台	1台	110
舞台用机	1脚	165
舞台用いす	1脚	33
黒板(ホワイトボード)	1台	165
展示パネル	1台	88
譜面台	1台	33
譜面灯	1台	88
ピアノ(スタインウェイD-274)	1台	8,800
ピアノ(ヤマハCF)	1台	3,300
ホール照明器具		
器具名	単位	1回の金額
フットライト	1列	550
花道用フットライト	1列	165
ポーターライト	1列	1,100
サスペンションライト	1列	1,320
アッパーホリゾンライト	1列	1,650
ローアホリゾンライト	1列	880
フロントスポットライト	1列	330
シーリングスポットライト	1列	1,320
移動用スポットライト(1KW)	1台	275
移動用スポットライト(500W)	1台	165
ピンスポットライト(1KW)	1台	1,100
ピンスポットライト(2KW)	1台	1,650
電球ピンスポットライト	1台	1,100
反響板ライト	1列	1,100
各種効果用器具	1台	770
カラーフィルター	1枚	440

ホール音響器具		
器具名	単位	1回の金額
拡声装置	一式	3,300
移動用サブミキサー(12ch)	1台	1,650
コンデンサーマイクロフォン	1本	880
ダイナミックマイクロフォン	1本	550
ワイヤレスマイクロフォン	1チャンネル	1,650
エレベーターマイクロフォン装置	1基	550
三点つりマイクロフォン装置	1台	880
録音再生器具	1台	1,100
ステージスピーカー(A)	一対	2,200
ステージスピーカー(B)	一対	1,100
ホール映写器具		
器具名	単位	1回の金額
スクリーン	1枚	880
スクリーン(移動用)	1枚	330
ホール楽屋		
室名		1日の金額
浴室		1,100
展示室器具		
器具名	単位	1回の金額
演台	一式	550
演壇	1台	165
ワイヤレスマイクロフォン	一式	1,650
ダイナミックマイクロフォン	一式	550
録音再生器具	1台	1,100
スクリーン	1枚	1,100
プロジェクター	1台	1,100
練習室器具		
器具名	単位	1回の金額
ピアノ(ヤマハG5)	1台	550

注

1 この表において「1回の金額」の1回とは、午前(9時～12時)、午後(13時～17時)、夜間(18時～22時)における1回の利用をいう。

〔例〕展示パネル10枚を午前・午後(9時～17時の間)利用すると 88円×10枚×2回=1,760円

2 ピアノの調律料は、利用者の負担とする。

3 器具を所定の場所以外で利用した場合の利用料は、この表における当該利用料と同額とする。

4 持込器具は、使用電力量1KW当たり1回の利用料を110円とする。ただし、練習室、和室の使用電力料は、基本利用料に含むものとする。